

あなたにとって、

# 青葉台駅前は

# どんな場所ですか？

アンケート調査にご協力をお願いします。

青葉台駅周辺をご利用の皆様へ

青葉台の魅力や課題、将来どうなったらよいかなど

率直なご意見をお聞かせください。

皆様のご回答を踏まえ地域の課題や将来像をまとめる、

「(仮称)青葉台駅周辺地区まちづくり構想」の策定を

行います。ご協力のほどよろしく願いたします。

買物に便利！

家族で特別な時間を過ごす場所

いつも身近な存在

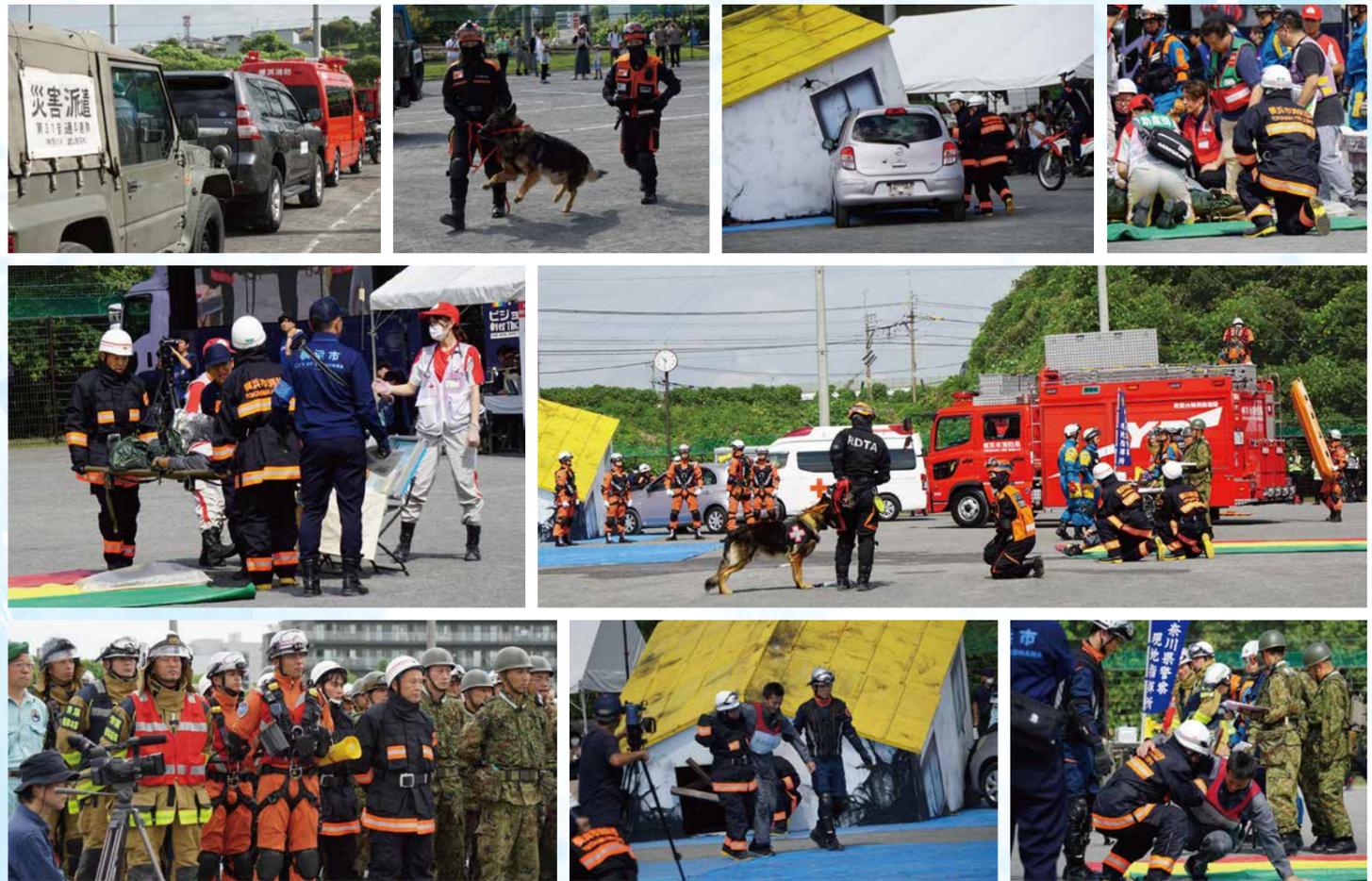
2026  
5/10  
まで

スマホで簡単入力  
ご意見募集中！



総合防災訓練

令和7年9月28日、横浜市総合防災訓練が谷本公園にて行われました。横浜市に大災害が起きた場合、消防団や消防署はもとより、それ以外にも多くの支援団体があることが紹介され、訓練や防災に関する展示も行われました。消防団員募集のブースでは、学生団員が消防団員の募集を呼びかけました。実動訓練では、地域訓練として大地震発生後の流れを時系列で紹介し、どのような団体が救助活動や避難所運営を行うのかが示されました。多数の支援団体の車両や災害救助犬なども参加しました。



出初式

令和8年1月10日、青葉区消防出初式が行われました。第一部では、消防業務に大いに貢献された方などの表彰や地域伝統芸能が披露されました。また、第二部では消防団と消防署による迫力ある合同訓練演技が行われ、会場は大いに盛り上がりました。消防団車両分列行進には、昨年の横浜市消防操法技術訓練会で青葉区代表として出場した第三分団第5班も参加。フィナーレを飾った一斉放水は、青空に鮮やかに映え、観客の目を引きました。



# 地域に根差す 青葉消防団通信

二次元コードからダウンロードして見てね★



青葉消防団通信は、青葉消防団が発行する広報誌で、地域の安全を守るための活動を紹介しています。

ホームページからデータをダウンロードして、いつでも閲覧できます。最新号では、2025年に行ったさまざまな訓練や活動の情報が満載です。詳細はぜひホームページでご確認ください。



消防団員  
募集中

## まちのヒーロー、実はご近所さん。

地域の安全を守っているのは、特別な誰かではなく、同じまちに暮らす、あなたのすぐそばの人たちです。防災活動や救助活動に興味のある方、私たちと一緒に、地域のために力を尽くしてみませんか？  
まずは二次元コードをチェック!!



# 0.1秒の世界、息まできろっ、思いをひとつに

令和7年11月8日に、横浜市消防操法技術訓練会が山下ふ頭にて開催されました。横浜市全18区が参加し、4人1組で、火災消火の技術を披露する訓練です。青葉区代表として、第三分団第5班が参加しました。仕事や学業を終えてから、熱心な練習を重ねて当日は素晴らしい姿を披露しました。



選手が定位置に揃い安全確認を行う



指揮者が準備完了と操法開始を本部に報告



指揮者の号令で指揮者と1番員がホースを持ち疾走



2番員・3番員は協力して送水準備



2番員の伝令で送水停止



選手に怪我等の異常が無い確認終了となる

仕事や家庭の合間を縫って行われた練習。声を掛け合いながら、動きを1つ1つ確認してきました。



放水して的確(火点)を倒す



2番員が加わり鎮火まで見守り



# 選手にインタビューしてみた～

普段はなかなか見られない操法技術訓練会。選手みなさんの声を聞いてみました！



## 指揮者 関根 秀人

- ①知っていたが内容はさっぱり分らなかった。
- ②個人的には選手に選んでいただき感謝しています。
- ③自動車板金塗装業



## 2番員 山田 大輔

- ①知りませんでした。最初は操法出場メンバーとして消防団に誘われましたが、有意義な訓練ができ、今では入って良かったと思っています。
- ②今まで以上に他の団員と絆が深くなった気がします。そのおかげで、消防団の催し物に対して積極的に参加できるようになりました。
- ③リフォーム関係の仕事



## 補員 八木 亮

- ①噂(団員の先輩からは)聞いていましたが、詳しくは知りませんでした。
- ②補員でしたが、いい経験させてもらえました。
- ③自営業(サービス業)



### 【質問内容】

- ①操法訓練を知っていましたか
- ②出場した後の感想は
- ③普段のお仕事は

## 1番員 横山 寛大

- ①消防団入るまで知らなかった。
- ②火災が起きた時の消火に対する流れの1つを学べたことが良い経験になったと思いました。
- ③大学生



## 3番員 鴨志田 亮

- ①知りませんでした。
- ②1つ1つの動き、所作などを考えながら練習したことは貴重な経験となりました。
- ③幼稚園で働いています



## 補員 渡邊 陽一

- ①知っていた
- ②班員との連帯感、帰属意識が高まった。
- ③会社員

操法大会を終え、団長・署長より皆さんへコメントをいただきました



### 青葉消防団 団長 吉村 郁生

参加された選手・団員をはじめ、ご家族、消防署職員、地域・自治会の皆様に感謝いたします。素晴らしい姿に感激しました。操法は競技ではなく、安全な機材操作と消火を身につける訓練として、今後の消防団活動に活かしてください。



### 青葉消防署 署長 宇多 範泰

消防操法は、災害現場での確実な活動につながる極めて重要な基礎技術です。今回の大会を通じて、青葉区の代表として出場した団員の皆さまの真剣な姿勢と高い士気に感謝するとともに、深く敬意を表します。

## SNSをきっかけとした 副業や投資等の「もうけ話」に注意!

「動画を見るだけで報酬がもらえる」というSNS広告を見て、副業に登録した。「必ずもうかる」と投資を勧められ指定の個人口座に20万円を送金したが、報酬の出金ができない。

(相談者：60歳代 男性)

「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」などと簡単な作業の副業サイトに登録後、「高額投資を勧められた」「追加で費用を請求された」という相談が増えています。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は、うのみにしないようにしましょう。

### ⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 副業の話が「投資」にすり替わったら要注意!
- ✓ お金の送金を求められたらまず疑う!
- ✓ SNSで知り合った相手に安易に個人情報を伝えない!



「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

## 1 事業の趣旨

(1) 新たな防災気象情報

令和 8年 5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

(2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和 8年 5月下旬から、「北部」及び「南部」の 2 区域に細分化されて発表されることとなります。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

## 3 概要

(1) 新たな防災気象情報

別紙のとおり

(2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

# 令和8年から 気象警報等が 大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧) 「大雨警報」

→ (新) 「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧) 「土砂災害警戒情報」

→ (新) 「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

【お問い合わせ】

横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677  
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

# 避難のタイミングは レベルで判断



災害が起きる前に何をすべきか、  
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～  
1日前

**レベル1 早期注意情報** ・災害への心構えを一段高める

半日～  
数時間前

**レベル2 注意報** ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する  
・自らの避難行動を確認

数時間～  
3時間前

**レベル3 警報** ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**  
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～  
0時間前

**レベル4 危険警報** ・**危険な場所から全員避難する**  
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害  
発生

**レベル5 特別警報** ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況  
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

## 気象警報等の発表区域が南北に分かれます。

POINT



なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。

そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していない場合があります。

今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

POINT



何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。

例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



令和8年3月23日

自治会・町内会長 各位

青葉区総務課長

**青葉区版防災情報伝達システム登録者の変更について（依頼）**

日頃から青葉区の防災活動に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の一つとして、平成28年9月から「青葉区版防災情報伝達システム」を運用しています。本システムは、電話や専用防災ラジオを活用し、自治会・町内会や地域防災拠点運営委員会等の皆様に避難指示等の情報を伝達します。

新年度に入り、専用防災ラジオの管理者（各単会1台ずつ）の変更がある場合は、確実な引継ぎをお願いいたします。

また、専用防災ラジオの管理者や、電話による情報伝達システムの登録者（各単会3人まで）に変更が生じる場合には、別紙「青葉区版防災情報伝達システム登録申請用紙」に御記入の上、令和8年5月29日（金）までに御提出をお願いいたします。

なお、登録者に変更がない場合は、提出不要です。

**【提出方法】**

電子メール、郵送、持参で下記担当まで御提出ください。

※登録申請紙については、青葉区連合自治会長会トップページから「その他（提出書類様式等）」をクリックし、「■青葉区版防災情報伝達システム」の項目内に掲載しています。

**【担当・提出先】**

〒225-0024

横浜市青葉区市ケ尾町31番地4

青葉区役所総務課防災担当

小島、亀谷、黒岩

TEL：045-978-2213

E-Mail：ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

青葉区版防災情報伝達システム登録申請用紙

令和 年 月 日

(申請先) 青葉区長 あて

団体名  
所在地 横浜市青葉区  
(フリガナ)  
代表者氏名  
電話番号

下記のとおり「専用防災ラジオ」の管理者情報及び「電話システム」からの情報を受信する電話番号を変更します。

なお、貸与された専用防災ラジオは、下記の管理方法を遵守します。

記

管理方法

- 1 専用防災ラジオは、常に正常な受信状態を保つよう管理します。
- 2 専用防災ラジオを紛失または毀損した場合は、速やかに青葉区に連絡します。
- 3 専用防災ラジオの改造その他の原形に変更を加える行為はしません。
- 4 専用防災ラジオを必要としなくなったときは、青葉区に返還します。

申請年月日	令和 年 月 日
専用防災ラジオ管理者 電話システム登録者①	氏名： 役職： 電話番号：
電話システム登録者②	氏名： 役職： 電話番号：
電話システム登録者③	氏名： 役職： 電話番号：

※専用防災ラジオ管理者と電話システム登録者①は、同一の方でお願いします。

※登録は1団体につき、3名までとなります。

※横浜市青葉区処理欄（申請者は記入しないでください）

① 貸与年月日	令和 年 月 日
② 受信機番号	[ ] 付属貸与品（ 外付アンテナ ・ 分配器 ）
③ 備考	

※上記の個人情報については、青葉区版防災情報伝達システム事業の目的以外には使用しません。

# 青葉区版防災情報伝達システムについて

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、ラジオと電話を活用した2つの情報伝達システムを独自に導入し、平成28年9月に運用を開始しています。

町の防災組織である自治会・町内会や、地域防災拠点運営委員会等の皆様には、災害時の区役所からの情報を得る手段の一つとして、ご活用していただきたいと考えています。

運用例としては、避難指示、土砂災害警戒情報、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情報を伝達します。

その情報を地域で活用していただき、災害の被害を減らすことを目指しています。

## ラジオによる情報伝達システム

- ・FMサルースの電波を使い緊急情報を発信
- ・災害時には、FMサルースまたは区役所から緊急放送を発信
- ・緊急情報の場合は、専用ラジオで自動受信電源がOFFでも自動起動
- ・イッツコム加入世帯は、イッツコムの回線から電波をとることも可能



## 電話による情報伝達システム

- ・自治会・町内会長や地域防災拠点運営委員長等の登録番号へ一斉に電話で緊急情報を配信
- ・情報と質問を自動音声で伝達し、電話のプッシュボタンによる番号回答を即時にシステムで集計



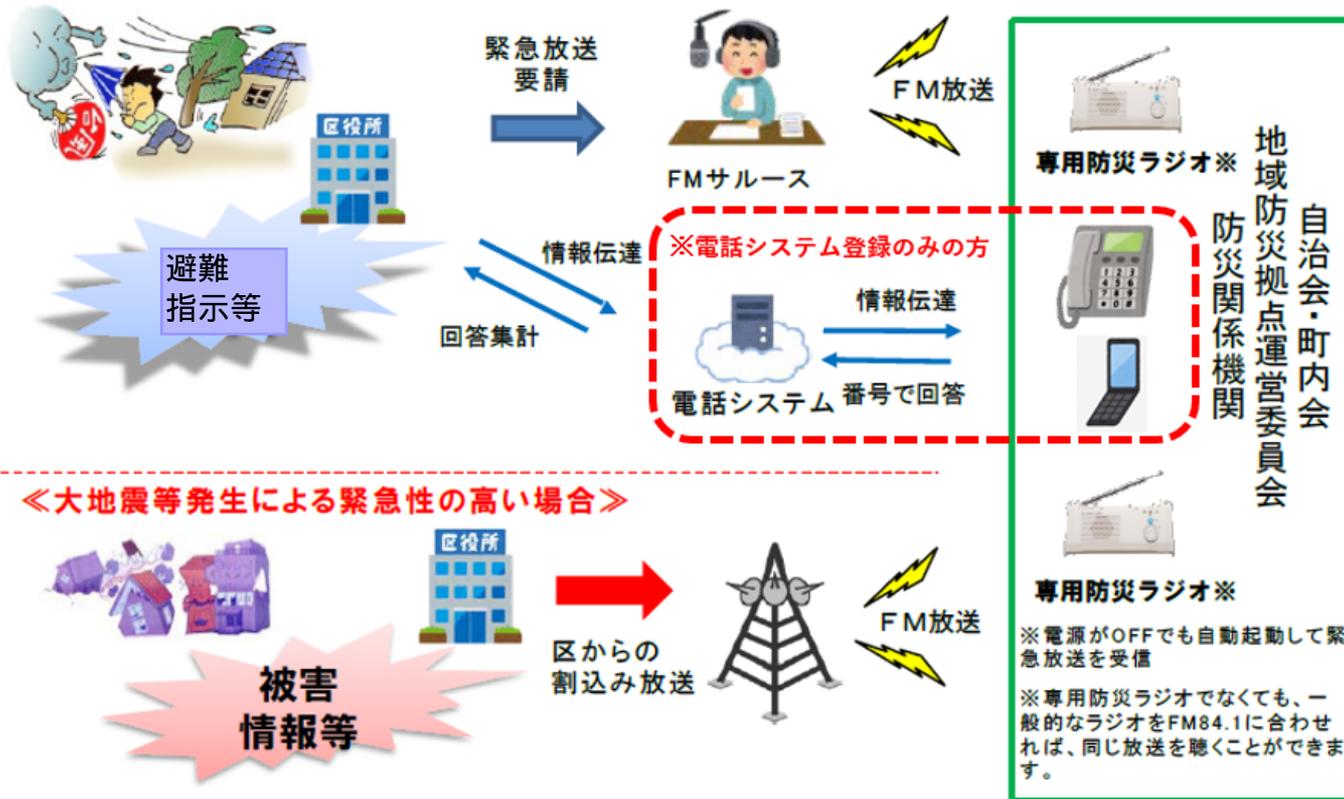
【例】周辺に被害はありますか？

被害がある場合は「1」、ない場合は「2」を…

## システムの運用について

- ・ラジオによる情報伝達システムで使用する専用防災ラジオについては、区役所から貸与します。
- ・電話による情報伝達システムについては、特別な機材の設置等は必要ありません。お手持ちの携帯電話または、ご自宅の固定電話の番号を登録していただき、災害発生時に機械音声による情報伝達を行います。
- ・専用防災ラジオの管理場所及び電話システム登録電話番号について、区役所が管理するため、御登録していただきます。
- ・登録者が変更になる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、区役所に変更情報の御連絡をいただきます。

# システムイメージ図



## GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 入場チケットの販売開始（別添資料あり）

**販売開始日：令和 8 年 3 月 19 日(木)**

前売りチケットとして、お得な早割価格の 1 日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。

入場チケット（電子チケット）は、GREEN×EXPO 2027 チケットサイトを通じて販売します。

紙の入場チケットは、旅行代理店等のチケット販売事業者の店頭でご購入いただけるよう協会が手続きを進めています。詳細が決まり次第ご案内します。

※来場日時予約は、秋ごろから開始できるよう調整しています。

### 入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	<b>お得</b> 1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途 100 円 (税込み) をいただく予定です。)

#### 4 未来を担う子どもたちの招待

子どもたちが地球規模の課題を自分事として捉え、新たなグリーン社会への意識を高めるきっかけとします。

##### (1) 学校招待

環境問題や EXPO への興味・関心を高めるため、「事前の学び」を経たうえで、市立学校に通う児童・生徒を、校外学習等の一環などで招待します。

##### 【来場時期】2027年4月～6月

※市内の私立・県立・国立学校には、神奈川県の実業があります。

##### (2) こども招待

市内在住の満4～18歳の皆さんを、会期中1回招待します。

##### 【申込開始】2026年9月頃（予定）

※年齢は、2027年4月1日現在

※3歳以下は無料です。

なお、令和8年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

#### 5 3月19日の開催1年前イベントについて【参考】

開催1年前となる3月19日（木）に、「GREEN×EXPO 2027 開催1年前発表会」を横浜市役所アトリウムにて開催します。

発表される内容については、4月の市連会でも情報提供します。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当 中島、橋本 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp
--

## NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年2月20日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

# GREEN×EXPO 2027 の入場チケット 開催1年前の3月19日から前売り販売開始 ～公式チケットサイト、旅行代理店や各種プレイガイド等全国で取扱い～



©Expo 2027

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長: 筒井義信、所在地: 横浜市中区）は、開催1年前となる2026年3月19日（木）から、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの前売り販売を開始します。

前売りチケットとして、お得な早割価格の1日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。チケットは、当協会の公式チケットサイトのほか、旅行代理店や各種プレイガイド等で購入できます。

入場チケット販売開始日

2026年3月19日（木）

## 入場チケットの購入方法

入場チケットは、GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（以下、「公式チケットサイト」という。）を通じて販売します。

### 入場チケットの購入ステップ



この他、旅行代理店や各種プレイガイド等チケット販売事業者による販売も実施予定です。

また、入場チケットは、電子チケットのほか、紙チケット等もご用意予定です（追加料金が必要）。公式チケットサイトURLやチケット販売事業者など購入の詳細については、随時2027年国際園芸博覧会協会公式ホームページ内チケットインフォメーション（<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/>）などでお知らせします。

## 入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

（紙チケットを購入する場合は、別途100円（税込み）をいただく予定です。）

※年齢は2027年4月1日現在の満年齢です。ただし、3月中の入場については、2026年4月1日現在の満年齢を適用します。

※3歳以下の方は無料となります。(チケット無しで入場できます。)

## 本件に関するお問合せ先

### 【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）  
入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

### 【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター  
ticket-info@2027tkc.com

## GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼローナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	<a href="https://expo2027yokohama.or.jp/">https://expo2027yokohama.or.jp/</a>



公式マスコットキャラクター  
「トウクントウク」

令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】 . . . 資料 1
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】 . . . 資料 2
- (3) LED防犯灯新規設置事業【継続】 . . . 資料 3

4 備考

令和 8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野 メール：<a href="mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</a></p>	<p>(会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734 メール：<a href="mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</a></p>
---	---

## 市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ先・申請先
<b>拡充</b> <b>地域防犯カメラ設置補助金</b>	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円 <b>※資料1参照</b>	4～7月末	区地域振興課
<b>例年同</b> <b>自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金</b>	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり <b>※資料2参照</b>	4～10月末 事務委託事業者	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社（予定） 電話 045-451-7740
<b>例年同</b> <b>地域活動推進費補助金</b>  <b>※ポータル申請可</b>	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
<b>例年同</b> <b>地域防犯灯維持管理費補助金</b> <b>※ポータル申請可</b>	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
<b>例年同</b> <b>自治会町内会館整備費補助金</b>	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	<b>※9年度整備に向けた事前申出</b> 4～6月（予定）	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
<b>例年同</b> <b>町の防災組織活動費補助金</b> <b>※ポータル申請可</b>	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月 区総務課	区総務課 （区連会にて案内）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設 **※資料3参照**  
（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

## 令和 8 年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

## 1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和 8 年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

## 2 制度の概要

## (1) 申請書及び添付書類の提出期限

**令和 8 年 7 月 31 日（金）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3月下旬頃、公表予定）



## (2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・収支計算書（第 2 号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

## (3) 補助金交付までのスケジュール

令和 8 年 3 月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得</li> <li>・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)</li> </ul>
7 月 31 日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出</li> </ul>
10 月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。</li> </ul>
令和 9 年 1 月中旬まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出</li> </ul>
3 月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付</li> </ul>

#### (4) 補助条件等

##### ① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

##### ② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

##### ③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
  - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

##### ④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9  
補助上限額：280,000 円

##### ⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

### 【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



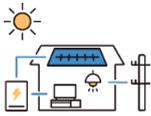
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



# 4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限10月末／**予算上限に達し次第、受付終了**

会館への  
LED 照明・  
省エネエアコン・  
太陽光発電設備等  
の設置に補助  
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ  
自治会町内会の  
半数以上にご利用  
いただいています！

「8年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



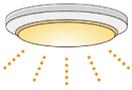
公開しました

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

## ■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

## ■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 <b>60万円</b></p> <p><b>省エネ性能</b> ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 <b>130万円</b></p> <p><b>省エネ性能</b> ★★★★☆2.4</p> <p>家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	 <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で <b>200万円</b></p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

## ■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

## ■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ  
Eメール、郵送、公社窓口にて持参(予約  
制)

※本補助金の実施は、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

**【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】**

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

～暗がり解消に向けて～

**令和 8 年度から、暗がり解消事業を開始します。**

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム (GIS) で解析し、市 (区) からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

### ① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500 灯（電柱共架型）36 灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

### ② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。  
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

### ③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

## （3）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



**【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】**

**大変危険ですので絶対に近づかず**、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

## 【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ **〇〇区地域振興課** 電話045- -
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

### ■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

\* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

### 【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

## (4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いいたします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限りです。

LED防犯灯事業の市ホームページは

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

青地振第 1729 号  
令和 8 年 3 月 23 日

連合自治会・町内会長 各位  
自治会・町内会長 各位

青葉区地域振興課長

## 令和 8 年度「自治会・町内会現況届」及び「口座振替依頼書」 の提出について（依頼）

日頃より区政運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和 8 年度の下記書類につきまして、ご提出をお願いいたします。

### 1 提出書類

#### (1) (地区連合) 自治会・町内会現況届

- ・令和 8 年 4 月 1 日現在の会長名をご記入ください。  
(4 月 1 日時点で新会長が確定している場合は、新会長名をご記入ください。)

#### (2) 口座振替依頼書

- ・記入例を参考にご作成ください。
- ・金融機関名、口座名義人等は、通帳記載どおりにご記入ください。
- ・口座振替依頼書や補助金関係書類など、提出書類には同一の印鑑をご使用ください。

※ご提出後に内容変更が生じた場合は、再提出が必要となりますので、地域活動係までご連絡ください。

※様式データは、区連会 HP にも掲載されております。以下 URL 又は二次元コードよりご参照ください。

URL	二次元コード
<a href="https://www.aobakuren.net/genkyo_furikae.html">https://www.aobakuren.net/genkyo_furikae.html</a>	

### 2 提出期限

#### 令和 8 年 4 月 10 日 (金)

(期限後に総会が予定されている場合は、会長が確定次第、速やかにご提出ください。)

※区連定例会の資料は、毎月 10 日までに届いた現況届に基づき配送しています。

裏面あり

### 3 提出方法・提出先

メール、FAX、郵送、持参又は自治会町内会ポータル（後述）のいずれかご都合の良い方法でご提出ください。（※昨年度まで実施していた電子申請システムでの申請は終了しました。）

#### (1) メールアドレス

ao-jichikai@city.yokohama.lg.jp

#### (2) FAX番号

045-978-2413

#### (3) 郵送・持参先

〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31-4 青葉区地域振興課 地域活動係宛

### 4 その他

#### (1) 情報提供について

以下のような場合、現況届に記載された情報を提供することがあります。

- ・自治会・町内会加入に関する問い合わせ
- ・市・県・東京電力・東京ガス・水道局・道路管理者・鉄道事業者等の公益的業務に必要と認められる場合
- ・開発事業に伴う説明会実施など自治会・町内会に必要と認められる場合
- ・不動産会社からの転入者案内のための照会
- ・国・県・市議員が議員活動上必要と認められる場合

#### (2) 自治会町内会ポータルについて

4月から運用開始となる「自治会町内会ポータル」でもご提出いただけます。詳細は別紙「自治会町内会ポータルについて（ご案内）」をご参照ください。

#### (3) 加入世帯数について

現況届に記載する加入世帯数は、連自治会・町内会に届け出る世帯数と必ず一致させてください。

#### 【お問い合わせ先】

青葉区役所 地域振興課 地域活動係  
〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31 番地 4  
TEL 045-978-2291  
FAX 045-978-2413  
MAIL ao-jichikai@city.yokohama.lg.jp

整理番号

# 自治会・町内会現況届

年 月 日

横浜市 青葉区長

自治会・町内会名

会長氏名

次のとおり、令和8年4月1日現在の自治会・町内会の現況を届け出ます。

自治会・町内会名	(ふりがな)	
会 長	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	青葉区
	連絡先 ※日中に連絡の とれる電話番号 をご記入くださ い。	区役所からの連絡先として希望する電話番号に☑を入れてください。 ※☑がない場合は、ご自宅に連絡します。 電 話 : <input type="checkbox"/> (自宅) ..... <input type="checkbox"/> (携帯) ..... F a x : E-mail :

※ 加入の問い合わせ、市や県等の公益的業務、開発事業に係る説明、不動産会社による転入者への説明、議員活動で必要と認められる場合、現況届に記載された情報を提供する場合があります。

自治会町内会 加入世帯数	<b>世帯</b> <u>※今回お届けの世帯数が、地域活動推進費補助金額算出の基準となります。</u> <u>連合自治会・町内会への報告数と一致するように、ご確認をお願いします。</u>
自治会・町内会費	( 月会費 ・ 年会費 ) 円 ※当てはまる方に○をつけてください。
班 数 (回覧用チラシ等 必要数)	班
掲示板数 (掲示用ポスター等 必要数)	基
会館の有無	( あり ・ なし ) 「あり」の場合は以下をご記入ください。 会館名 : 住 所 :

- 自治会・町内会役員の方のお名前、連絡先(電話番号)をお知らせください。  
(役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません)

役 職 名(副会長、会計等)	お名前	連絡先

整理番号
連一

# 地区連合自治会・町内会現況届

令和 年 月 日

横浜市 青葉区長

地区連合自治会・町内会名 \_\_\_\_\_

会長氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり、令和8年4月1日現在の地区連合自治会・町内会の現況を届けます。

地区連合自治会・町内会名					
会 長	ふりがな				
	氏名				
	住所	青葉区			
連絡先		Tel :		Fax :	
		E-mail :			
加 入 団 体 名	団体数	団体			
		団体名	加入世帯数	団体名	加入世帯数
	1		世帯 15		世帯
	2		世帯 16		世帯
	3		世帯 17		世帯
	4		世帯 18		世帯
	5		世帯 19		世帯
	6		世帯 20		世帯
	7		世帯 21		世帯
	8		世帯 22		世帯
	9		世帯 23		世帯
	10		世帯 24		世帯
	11		世帯 25		世帯
	12		世帯 26		世帯
	13		世帯 27		世帯
14		世帯 28		世帯	

地区連合の総会、定例会の日程をお知らせください。

(例：毎月 第4土曜日、青葉区連合自治会長会翌日 等)

※併せて、役員名簿のご提出をお願いいたします。

・総会	月 日	(場所： )
・定例会		(場所： )

## 口座振替依頼書

令和 年 月 日

横浜市長  
横浜市 青葉区長

(申出者)

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 会長 \_\_\_\_\_

令和8年4月1日以降、横浜市及び青葉区から交付される令和8年度の地域活動推進費補助金、防犯灯維持管理費補助金、広報配布謝金（議会だよりを含む）、町の防災組織活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行 信用金庫	支店 出張所 支所
預金種目	1 普通                      2 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※ 口座名義人の情報は、通帳に記載されているとおりに記入してください

※ 口座名義人が右上の申出者（団体名、肩書、代表者）と異なる場合、下記の「委任者」欄にも申出者の所在地、団体名、代表者氏名を記入の上、朱肉の印鑑で押印してください。

## 【受領委任】

上記口座に横浜市及び青葉区から交付される補助金等の受領に関する権限を委任します。

委任者 所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 会長 \_\_\_\_\_ 印

## &lt;注意事項&gt;

- 1 口座名義人が会長（代表者）と異なる場合は、委任者欄への記入および押印が必要です。
- 2 この書類に使用する印鑑は、朱肉の印鑑をご使用ください（スタンプ印は不可）。
- 3 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおりに記入してください。
- 4 会長又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 5 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、会長印で訂正印をお願いします（スタンプ印不可）。

整理番号

記入日

# 口座振替依頼書

令和 年 月 日

横浜市長  
横浜市 青葉区長

(申出者) \_\_\_\_\_ **会長個人の住所または自治会規約等で定めた住所**

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_ **自治会・町内会名**

代表者名 会長 \_\_\_\_\_ **会長（代表者）名**

令和8年4月1日以降、横浜市及び青葉区から交付される令和8年度の地域活動推進費補助金、防犯灯維持管理費補助金、広報配布謝金（議会だよりを含む）、町の防災組織活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行 信用金庫	支店 出張所 支所
預金種目	1 普通                      2 当座	
口座番号	<b>口座番号（間違いが多いので気を付けてください）</b>	
フリガナ	<b>フリガナも忘れずにご記入ください</b>	
口座名義人	<b>間違いが非常に多いです。通帳表紙裏を確認し、記載されているとおりに口座名義人をご記入ください。</b>	

- ※ 口座名義人の情報は、通帳に記載されているとおりに記入してください。
- ※ 口座名義人が右上の申出者（団体名、肩書、代表者）と異なる場合、下記の「委任者」欄にも申出者の所在地、団体名、代表者氏名を記入の上、朱肉の印鑑で押印してください。

口座名義人が代表者と異なる場合は、必ず「委任者」欄を記入してください。

例) 青葉自治会の会長が青葉太郎の場合

【委任が必要な場合】

青葉自治会 会計 青葉花子  
●●管理組合 青葉太郎

【委任が不要な場合】

青葉自治会 青葉 太郎 太郎  
青葉自治会 代表 青葉 太郎  
青葉自治会

補助金等の受領に関する権限を委任します

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 会長 \_\_\_\_\_

**会長個人の印鑑を  
押印ください。**

印 \_\_\_\_\_

1. 委任者欄への記入および押印が必要です。
2. この書類に使用する印鑑は、朱肉の印鑑をご使用ください（スタンプ印は不可）。
3. 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおりに記入してください。
4. 会長又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
5. 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、会長印で訂正印をお願いします（スタンプ印不可）。

連合自治会・町内会長 各位  
自治会・町内会長 各位

青葉区長

(依頼) 令和 7 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書の提出及び  
令和 8 年度地域活動推進費補助金・防犯灯維持管理費補助金の交付申請の提出について

日頃から区政の推進についてご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、横浜市では自治会・町内会が行う公益的活動を支援するため、例年、標記補助金を交付しています。

つきましては、令和 7 年度に交付を受けた団体におかれては記入例や手引きを参照の上、実績報告書の提出をお願いします。また、令和 8 年度補助金の交付を希望される場合は、申請書類の提出をお願いします。

### 1 提出方法

電子メール、郵送、窓口、自治会町内会ポータル（令和 8 年 4 月から新規導入）のいずれかでご提出ください。

なお、郵送提出にかかる封筒・切手代は、お手数ですが各自治会・町内会でご用意ください。

(1) メール提出の場合 [ao-jichikai@city.yokohama.lg.jp](mailto:ao-jichikai@city.yokohama.lg.jp) 宛

(2) 郵送・窓口提出の場合 〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町 31-4

青葉区役所 4 階 74 番窓口 地域振興課地域活動係 宛

(3) 自治会町内会ポータルの場合 別紙ご案内をご確認ください。

### 2 提出にあたっての注意事項

事前確認・相談も承ります。メール等で地域振興課までお送りください。窓口での事前確認・提出も可能ですが、混雑緩和のため、事前にご連絡をいただいてからご来庁いただくようお願いいたします。

担当者不在の場合は一度書類をお預かりし、後日回答させていただきますのでご了承ください。

### 3 提出書類

(1) 令和 7 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書 一式

ア 活動実績報告書、事業実績報告書、収支決算書

イ 1 件の支出金額が 10 万円以上のものがあつた場合、その領収書の写し又はその他支出を証する書類の写し（公共料金の支出を除く）

ウ 1 件の金額が 100 万円以上のものがあつた場合には 2 者以上（原則、横浜市内業者）からの当該入札の結果が分かる書類または当該見積書の写し

(2) 令和 8 年度地域活動推進費補助金交付申請書 一式【申請を希望する団体のみ】

ア 交付申請書、事業計画書、収支予算書

イ 団体の規約（前年度から変更があつた場合）

裏面あり

(3) 令和8年度地域防犯灯維持管理費補助金申請書 一式【申請を希望する団体のみ】

- ア 自治会・町内会等の支払名義の令和8年4月分の電気料金等領収証の写し
- イ 自治会・町内会等の支払名義の令和8年4月分の電気料金集約分内訳表の写し  
(対象の防犯灯が1灯だけの場合、電気料金集約分内訳表は不要)

(4) その他

上記のほか、申請内容の確認のため、総会資料及びその議事録を必ずご持参または添付ください。

様式データが必要な場合は、青葉区連合自治会長会ホームページ内の「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助事業について」の申請書等のダウンロード欄から、令和8年4月1日以降ダウンロードできます。

【青葉区連合自治会長会HP】

[http://www.aobakuren.net/hojyo\\_chiiki.html](http://www.aobakuren.net/hojyo_chiiki.html)



4 提出期限

令和8年6月30日(火)

※期限に間に合わない場合は必ず事前にご相談下さい。

5 補足事項(令和8年度予算について)

令和8年度の地域活動推進費補助金、防犯灯維持管理費補助金については、令和8年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とします。議会で予算の議決がなされないときは、補助金は交付できませんのでご承知おきください。

青葉区地域振興課地域活動係  
担当：小森・黒飛  
TEL 978-2291 FAX 978-2413

令和8年3月23日

自治会・町内会長 各位

青葉区総務課長

## 町の防災組織活動費補助金の交付申請及び前年度の実績報告について（依頼）

日頃から青葉区の防災活動に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き、令和8年度も自治会・町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、標記補助金を交付いたします。

つきましては、令和8年度の交付申請及び令和7年度の実績報告をお願いいたします。

### 1 提出書類

- （1）令和8年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書類一式
- （2）令和7年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書類一式
- （3）町の防災組織活動費補助金チェックリスト【交付申請編】【実績報告編】  
※申請様式は、青葉区連合自治会長会のホームページからダウンロードもできます。  
提出書類は、別添の手引き1ページ目をご確認ください。

### 2 提出期限

**令和8年6月30日(火)**

### 3 提出方法

電子メール、郵送、自治会町内会ポータル、窓口への持参で下記担当まで御提出をお願いいたします。なお、郵送提出にかかる返送用の封筒・切手代は、お手数ですが各自治会・町内会等でご用意ください。

### 4 区からの送付書類

- （1）令和8年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- （2）令和8年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書（第1号様式）
- （3）令和7年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書（第6号様式）
- （4）町の防災組織活動費補助金チェックリスト【交付申請編】【実績報告編】

#### 【連絡事項】

- ◎申請・報告関係書類については、別添の手引きを参照のうえ作成をお願いいたします。
- ◎提出時には、必ずチェックリストの項目を確認してください。

#### 【担当・提出先】

〒225-0024  
横浜市青葉区市ケ尾町31番地4  
青葉区役所総務課防災担当  
小畠、亀谷、黒岩  
TEL：045-978-2213  
E-Mail：ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

## 自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

### 1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータルへの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

#### (1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

#### (2) オンライン申請可能な項目

##### ① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

##### ② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

##### ③ 委嘱委員の推薦届出

##### ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

### 4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルへのホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4 月 1 日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>



【裏面あり】

## 5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

### (1) 電話番号

045-577-4295

### (2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

市民局地域活動推進課 担当 栗田、石栗 電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp
---

令和8年3月23日

自治会町内会長 各位

青葉区 地域振興課長

### 自治会町内会ポータルについて（ご案内）

日頃より、区政・市政にご理解とご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和8年4月より、地域活動推進費補助金等のオンライン申請が可能となる、「自治会町内会ポータル」の運用を開始いたします。（従来通り、紙での申請も可能です）

利用開始時に必要となります、仮 ID・パスワード及びマニュアルを送付させていただきますので、是非ご活用ください。

#### 1 自治会町内会ポータルの概要

##### (1) ポータルによるオンライン申請が可能となるもの

###### ① 補助金のオンライン申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金

###### ② 基礎情報（現況届・口座情報等）

###### ③ 委嘱委員の推薦届出

###### ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

##### (2) ポータルの運用開始日時

令和8年4月1日（水） 午前9時

#### 2 利用対象者

自治会町内会の申請手続きに関わる方等、自治会町内会で権限付与された方

※権限付与の方法等については、別紙『自治会町内会ポータル ①本登録マニュアル』及び『自治会町内会ポータル ②利用者追加マニュアル』をご確認ください。

#### 3 自治会町内会ポータルコールセンター

自治会町内会ポータルの操作でお困りの際は、コールセンターにお電話ください。

##### (1) 電話番号

045-577-4295

##### (2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

裏面あり

#### 4 自治会町内会ポータル ログインページ

- (1) 横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索



- (2) ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします。

【ログイン画面 URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



#### 5 添付資料

- (1) 仮 ID・パスワード  
(2) 自治会町内会ポータル ①本登録マニュアル  
(3) 自治会町内会ポータル ②利用者追加マニュアル

担当：青葉区地域振興課地域活動係

Tel:045-978-2291

Fax:045-978-2413

# 横浜市自治会町内会ポータル

～①本登録マニュアル～

## ①本登録マニュアル（仮ID／仮パスワードから登録する）

※自治会町内会の代表者一名が本登録をすれば、その他の利用者を招待できます。代表者のみの作業で問題ありません（招待の方法は、②利用者追加マニュアル参照）

**ご注意** ⚠

ポータルは  
R8年4月1日（水）9時以降より  
利用開始です。

【この資料でできること】

- 配布された「仮ID／仮パスワード」でログイン
- ご自身のメールアドレスを登録し、確認メールで完了
- 以後は「メールアドレス＋パスワード」でログインできます

# 準備するもの

本登録を始める前に、次の3つをご用意ください

## ① 仮ID／仮パスワード（紙で配布）

区から配られた用紙をご用意ください。

## ② メールが受け取れる端末

スマートフォン／PC／タブレット どれでもOKです。

## ③ メールアドレス

ご自身で確認できるメールアドレスをご用意ください。

# 全体の流れ（5ステップ）

仮ID/仮パスワード → メールアドレス登録 → 確認メール → パスワード設定（本登録） → 本登録完了

- 1 仮ID／仮パスワードでログイン
- 2 メールアドレスを登録
- 3 確認メールを受け取り、リンクを開く
- 4 パスワードを設定（本登録）
- 5 登録完了画面を確認

困ったら：この資料の末尾「FAQ」をご覧ください

# 手順1：仮ID／仮パスワードでログイン

配布された紙を見ながら入力します

手順1-1

## 【手順】

- ① 横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

- ② ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします。

【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



- ③ 赤枠の「仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら」のボタンを押します。

## 【画面イメージ】

### 横浜市自治会町内会ポータル

オンライン申請システム

メールアドレス\*

パスワード\*

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

# 手順1：仮ID／仮パスワードでログイン

配布された紙を見ながら入力します

手順1-2

## 【手順】

③ 仮ユーザー認証という画面に切り替わり次第、「仮ユーザー名」「仮パスワード」を入力します。

※仮ユーザー名と仮パスワードは、R8年3月下旬に、区役所から自治会町内会宛てに送付しています。

④ 「次へ」ボタンを押します

### 入力のコツ

- ・大文字／小文字の区別がある場合は、紙のとおりに入力

## 【画面イメージ】

### 仮ユーザー認証

管理者から発行された仮ユーザー情報を入力してください

仮ユーザー名\*

(例) 10001-cell-000

管理者から発行された仮ユーザー名を入力してください

仮パスワード\*

.....

管理者から発行された仮パスワードを入力してください

次へ

# 手順2：メールアドレスを登録する

確認メールが届くアドレスを入力します

手順2

## 【手順】

- ① ご自身のメールアドレスを入力します。
- ② 「登録メールを送信」を押します。
- ③ メール送信完了画面が出ます。

### 注意（入力ミスを防ぐ）

- ・ @ の前後に空白が入らないように
- ・ 最後が「.com」「.jp」など、正しいか確認

## 【画面イメージ】

### メールアドレス登録

登録対象を確認して本登録用のメールアドレスを入力してください

登録対象

鶴見区-〇〇地区連合会

鶴見区

メールアドレス\*

example1@example.com

本登録用のリンクをこのメールアドレスに送信します

登録メールを送信



### メール送信完了

ご登録いただいたメールアドレスに、本登録用のリンクを送信しました。  
メールに記載されたリンクをクリックして、本登録を完了してください。

※ リンクの有効期限は24時間です。

※ メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。

トップページへ



# 手順4：パスワードを設定して本登録

次回以降のログインに使うパスワードを決めます

手順 4

## 【手順】

- ① 新しいパスワード（任意）を入力  
※パスワードは8文字以上・英大文字・英小文字・数字混合をお願いします。
- ② もう一度同じパスワードを入力
- ③ 「登録する」を押します

### 注意点

- ・ 推測されやすいもの（生年月日など）は避ける

## パスワード設定

### 本登録

登録対象

鶴見区-〇〇地区連合会

メールアドレス: [example1@example.com](mailto:example1@example.com)

氏名とログイン用のパスワードを設定してください。

氏名\*

自治会 太郎

パスワード\*

.....

8文字以上・英大文字・英小文字・数字混合

パスワード(確認)\*

.....

登録する

# 手順5：登録完了・次回からのログイン

本登録が終わったら、メールアドレスでログインできます

手順5



## 本登録が完了しました

### 仮登録後は自動でログインされます。

この後別途マニュアルに従って申請手続きを進めてください。

後日再ログインする際は、メールアドレスと設定したパスワードが必要となります。

### 次回から必要になるもの

- ご自身のメールアドレス
- 設定したパスワード

【次回ログイン画面】

## 横浜市自治会町内会ポータル

オンライン申請システム

メールアドレス\*

example1@example.com

パスワード\*

.....

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

2回目以降は、  
設定したアドレスとパス  
ワードでログインします。

# よくある質問 (FAQ)

# よくある質問（FAQ）①

困ったときはここから確認してください

## Q1. 仮ID／仮パスワードでログインできません

A. まず入力ミスが多い部分を確認します。

- ・大文字／小文字、数字を正確に入れているか、再度ご確認をお願いします。

## Q2. 確認メールが届きません

A. 「迷惑メール」などのフォルダを確認します。

入力したメールアドレスが正しいかも見直してください。

それでも届かない場合は、別のメールアドレスで試すか、区の担当者にご相談ください。

## Q3. 仮ID／仮パスワードをなくしてしまったら？

A. 再度、区の担当者に発行依頼をしてください。

## Q4. 仮ID/仮パスワードはいつまで保管をしておけばよいのでしょうか

A. 一度本登録に使用いただいた、仮ID/PWは、再利用できないため保管不要です。本登録が終わったタイミングで、**破棄**していただいて問題ございません。また、**仮ID/仮パスワードを**、複数人で使いまわすこともできません。代表者の変更等で、仮ID/仮パスワードが再度必要な場合は区の担当者へご連絡ください。

## Q5.代表者だけでなく利用メンバーを追加したい

- A. 代表者向けにお送りしている、【②利用者追加マニュアル】を確認いただき、手順に沿って追加が可能です。

# 横浜市自治会町内会ポータル

~②利用者追加マニュアル~

## ②利用者追加マニュアル

※①本登録マニュアルで作業をいただいた後に、  
代表者が利用者の追加をすることができます。

**ご注意** ⚠

ポータルは  
R8年4月1日（水）9時以降より  
利用開始です。

【この資料でできること】

- 代表者としてログインし、必要なメンバーを追加することができます。
- メンバーの追加は、管理者（全ての操作が可能）とメンバー（一部の操作が可能）の2パターンで招待可能です。

## ① ログインID・パスワード

【①本登録マニュアル】で作成した、ログインIDとパスワードが必要です。

## ② 端末

スマートフォン／PC／タブレット どれでもOKです。

## ③ 招待する方の情報

メールアドレス、氏名（姓・名）、役職（会長/副会長/会計など）

# 全体の流れ（3ステップ）

ログイン→トップページのメニューからアカウント追加→メンバー招待

- 1 ご自身で作成したIDとパスワードでログイン
- 2 トップページからアカウント管理をクリック
- 3 招待したいメンバー情報を入力

# 手順1：ID／パスワードでログイン

ご自身で作成されたIDとパスワードでログインをします。

手順1

## 【手順】

①横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

②ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします

### 【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



③ご自身で作成されたID（メールアドレス）とパスワードを入力します。

④アドレス、パスワードがいずれも正しいことを確認し、ログインボタンを押してください。

## 【画面イメージ】



### 【手順】

- ① トップページ右上の三本線（赤枠）をクリックします。
- ② 三本線をクリック後、アカウント管理メニューをクリックします。すると、次ページのように、画面が遷移します。

The image shows two screenshots of the '横浜市自治会町内会ポータル' (Yokohama City Residents' Portal) for the '鶴見区第一自治会 管理者' (Tsurumi Ward 1st Residents' Association Administrator). The top screenshot shows the main dashboard with a red box around the hamburger menu icon in the top right corner. A red arrow points from this icon to the bottom screenshot. The bottom screenshot shows the same dashboard, but with the hamburger menu open, revealing a list of options: 'お知らせ一覧' (Notice List), 'アカウント管理' (Account Management), '関連リンク' (Related Links), and 'ヘルプ' (Help). The 'アカウント管理' option is highlighted with a red box, and a red arrow points from the text in the instructions to this option.

### 【手順】

- ① 画面が遷移したら、【+招待する】ボタンをクリックします。
  - ② 招待したい方を入力する画面に遷移するので、上から順に入力をお願いします。すべて必須項目となります。（名前・メールアドレス・役職・ロール）
  - ③ すべて入力ができたら、送信するボタンをクリックしてください。
- ※アドレスの入力ミスで、招待できないというお問い合わせがよくありますので、今一度ご確認ください。

### 【役職 と ロール の違い】

役職：自治会町内会での立場（会長、副会長など）

ロール：システムの権限（管理者／メンバー）

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

### アカウント管理

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ
<input type="checkbox"/> 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00
<input type="checkbox"/> メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00
<input type="checkbox"/> メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00

### 【招待画面】 アカウントの招待

下記メールアドレスに招待リンクが送信されます。

氏名(漢字)  
姓\* 横浜 名\* 太郎

メールアドレス  
メールアドレス\*  
example@example.jp

役職  
役職  
副会長

ロール  
ロール  
管理者

キャンセル 送信する

# 招待後の流れ

## 【手順】

①招待が完了したら、招待をした方にメールが届いているかを確認してください。

②その後、招待相手がメールからリンクをクリックして、自身でパスワードの設定を行い、メンバーの追加が完了となります。  
追加ができると、右図の赤枠のように一覧に追加されたことを確認できます。

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理 招待する

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ
<input type="checkbox"/> 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00
<input type="checkbox"/> メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00
<input type="checkbox"/> <b>メンバー</b>	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00

< 1 / 1 >

ホームへもどる

# メンバーの情報を編集したい

## 【手順】

①赤枠の縦に並んでいるボタン⋮をクリックします。

②編集、削除のメニューが現れるので編集ボタンをクリックすると、最初に招待した時の入力画面が現れるので、適宜修正が可能です。修正箇所を入力して決定ボタンを押せば、変更が完了です。

The screenshot shows the 'アカウント管理' (Account Management) page. At the top, there is a navigation bar with '横浜市自治会町内会ポータル' and user information. Below it, the 'アカウント管理' section contains a table of members. A red arrow points from the text in the instructions to the vertical ellipsis menu icon in the table. Below the table, a modal window titled 'アカウントの編集' (Edit Account) is open, showing fields for name, email, role, and role. A red box highlights the modal, and another red arrow points from the '編集' (Edit) button in the modal back to the table. The table data is as follows:

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ	
<input type="checkbox"/> 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00	⋮
<input type="checkbox"/> メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00	⋮
<input type="checkbox"/> メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00	⋮

# メンバーの削除をしたい

## 【手順】

- ①赤枠の縦に並んでいるボタン⋮をクリックします。
- ②編集、削除のメニューが現れるので削除ボタンをクリックすると、最終確認メッセージが出ます。
- ③削除したいメンバー情報に誤りがないことを確認したら、削除するボタンを押せばメンバーの削除が完了です。

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

### アカウント管理

招待する

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ		
<input type="checkbox"/>	管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00	⋮
<input type="checkbox"/>	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00		⋮
<input type="checkbox"/>	メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00	⋮

< 1 / 1 >

ホームへもどる

**メンバー** 会計 田中 一郎 tanaka@example.com 2025/9/8 10:15:00

編集  
削除

### アカウントの削除

下記1件のアカウントを削除してよろしいですか？

**メンバー**  
田中 一郎  
tanaka@example.com  
2025/9/8 10:15:00

キャンセル 削除する

# よくある質問 (FAQ)

## Q1. 招待メールが届いていないようです。

A. 迷惑メールを確認してもらい、それでも届いていないようであればメールアドレスの入力ミスがないか見直します。必要なら、もう一度招待を送ります。

## Q2. 招待するボタンがありません。

A. 「管理者」ロールでログインしているか確認します。管理者でない場合は、管理者の方に依頼してください。

## Q3. まちがったアドレスに招待メールを送ってしまった

- A. まずは、区の担当者へご連絡をしてください。会員以外のメンバーがログインできないように、招待リンクを無効化いたします。

令和8年3月19日

青葉区内各自治会・町内会長 各位

社会福祉法人  
横浜市青葉区社会福祉協議会  
事務局長 讃井 恵美子

## 令和7年度青葉区各募金・会費の報告について（お礼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本会事業運営につきまして、多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度にかかる各募金・会費につきまして、次のようにご協力いただきましたのでご報告申し上げます。

様々なご配慮のもと、自治会・町内会の皆様より多額の募金・会費のご協力をいただきました。ここにあらためてお礼申し上げます。

なお次年度につきましても、各団体の総会を経て、あらためてご協力をお願いをさせていただきますが、自治会・町内会の皆様におかれましては、事業計画作成時に配慮くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

（単位：円）

	令和7年度 (R8/2/27 現在)	令和6年度納入額 (参考)	備考 (目安額・依頼時期)
共同募金（赤い羽根）	16,648,796	17,224,084	265円/世帯・10月
共同募金（年末たすけあい）	16,533,536	17,184,400	200円/世帯・10月
日本赤十字社会費	13,853,992	14,295,267	200円/世帯・5月
更生保護協会会費	1,301,015	1,311,051	15円/世帯・6月
区社協世帯会費	2,606,229	2,616,830	30円/世帯・7月

### 【お問合せ先】

青葉区社会福祉協議会 担当：讃井・藤盛  
青葉区市ケ尾町1169-22 ふれあい青葉  
Tel972-8836 / Fax972-7519

## 自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

令和 7 年 11 月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。  
負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 内容

#### (1) 自治会町内会の運営課題と工夫

令和 7 年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

#### (2) 事例紹介※11 月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

##### 事例 1 中区 本牧大鳥自治会

「人が動きたくなくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

##### 事例 2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPay を活用した集金事例～

##### 事例 3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

#### (3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介



### 4 公開先 URL

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu\\_sokushin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html)

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

### 5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例 1～3 については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

## 「令和 8 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 8 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 令和 8 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 7 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1 名 上限 500 万円）
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

### 4 添付資料

リーフレット「令和 8 年度横浜市市民活動保険のご案内」



### 5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、  
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

▲市民活動保険  
ホームページ

※ 令和 8 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

# 令和8年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和8年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。  
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

## 特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

## 対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

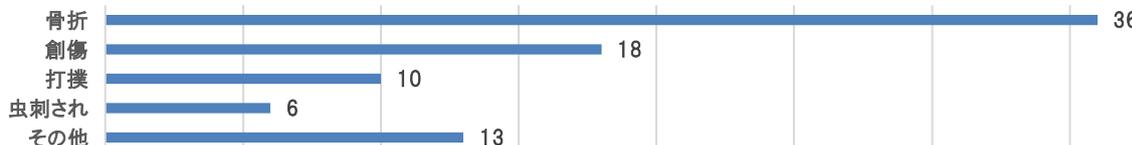
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

### 事故の原因は？

【傷害事故: 令和7年4月～令和7年12月】



### 負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

# 対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



## 次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**  
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動** (例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動** (交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為** (例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動 (例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動** (例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動** (賠償責任事故のみ対象となります)
  - ① 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者は対象になりません**。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
  - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
  - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

# 補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 <b>法律上の賠償責任を負った場合に</b> 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 <b>※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。</b>			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した <b>急激かつ偶然な外来事故(※)</b> によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500 円 (180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ <b>医師のいる医療機関</b> で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500 円 (90 日限度)	
手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る)	

## ※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



## 支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通	
・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等	
■賠償責任事故	■傷害事故
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故</li> <li>・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故</li> <li>・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損</li> <li>・ 活動者の親族に対する事故 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症</li> <li>・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの</li> <li>・ 細菌性食中毒</li> <li>・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの</li> <li>・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故</li> <li>・ 重大な過失による事故</li> <li>・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等</li> </ul>

# 事故が起こった際の手続き方法



## 1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

## 2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

## 3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

## 4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp